令和3年大網白里市議会第2回定例会総務常任委員会

日時 令和3年6月16日(水曜日)午後1時00分開会 場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員(6名)

黒	須	俊	隆	委 員	長	田	辺	正	弘	副委員	員長
土	屋	忠	和	委	員	上	代	和	利	委	員
小	倉	利	昭	委	員	蛭	田	公_	二郎	委	員

出席説明員

財 政 課 長	古 内		衛	財政課副課長	茂	田	栄	治
財政課副主幹 兼契約管財班長	北 田	吉	男	財政課主查兼財政班長	久	保		崇
参事(総務課 長事務取扱)	堀江	和	彦	総務課副課長兼選挙 管理委員会書記長	古	内	晃	浩
総務課主査兼行政班長	秋田谷	知	則	総務課主査兼人事班長	高	橋	和	也

事務局職員出席者

議会事務局長 岡 部 一 男 主 査 内 山 悟

主任書記 鶴岡 甚幸

議事日程

- 第1 開会
- 第2 委員長挨拶
- 第3 協議事項
- (1)請願(新規付託案件)の審査
 - ・請願第 3号 無料だった住民サービスを有料にしなければならないほど、財政が悪化しているのに、歳出削減の効果がある入札監視委員会を、設置してくれないのは、あんまりなのでぜひ設置してもらうための請願

(2) 付託議案の審査

- · 議案第 3号 令和3年度大網白里市一般会計補正予算(第1号)
- ・議案第 4号 職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第 5号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第 6号 大網白里市使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第 7号 財産の取得について
- · 議案第 9号 令和3年度大網白里市一般会計補正予算(第2号)
- 第4 その他
- 第5 閉会

◎開会の宣告

〇副委員長(田辺正弘副委員長) ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

(午後 1時00分)

◎委員長挨拶

- ○副委員長(田辺正弘副委員長) 最初に、委員長から挨拶をお願いいたします。
- ○委員長(黒須俊隆委員長) 皆様、ご苦労さまです。座ったまま失礼いたします。

今回、当常任委員会で協議する内容は、請願が1件、議案が午前中1件追加になって、合わせて6件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしくお願いいたします。

○副委員長(田辺正弘副委員長) ありがとうございました。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行をお願いいたします。

○委員長(黒須俊隆委員長) 傍聴希望者は、事務局、ありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒須俊隆委員長) ないようですので、次に進みます。

本日の出席委員は6名です。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、 会議は成立いたします。

- ◎請願第3号 無料だった住民サービスを有料にしなければならないほど、財政が悪化しているのに、歳出削減の効果がある入札監視委員会を、設置してくれないのは、あんまりなのでぜひ設置してもらうための請願
- ○委員長(黒須俊隆委員長) これより、当常任委員会に付託となった請願の審査を行います。 請願第3号 無料だった住民サービスを有料にしなければならないほど、財政が悪化して いるのに、歳出削減の効果がある入札監視委員会を、設置してくれないのは、あんまりなの でぜひ設置してもらうための請願の審査を行います。

請願の内容については既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。 それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。挙手をお願いいたします。 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 私、この請願の紹介議員になっているんですが、この請願の表題にもあるように、本市が今財政難の中で、入札監視委員会設置の意義は非常に有意義だということなんですが。私は今、本当に大網白里市にとって今のような財政危機はかつてない危機だと思うんですね。この難局をどう乗り切るかという点で、そういうことに資する条件があれば、いろいろな策を取って財政危機を乗り切るための取り組みをすべきだと思いまして。そういう点では、入札監視委員会を設置することによって、財政再建の一翼を担うことができればというふうに思うんですが。

これは再三言っていますように、奈良県の生駒市が取り上げられていますけれども、生駒市入札監視委員会というのが設置されてから、まさに95パーセント前後だった平均落札率がどんどん低下して、数年で70パーセントまでになっていると。こういう典型的な事例を私たちが学んで、取り入れて、そういった経験を取り入れて、今の財政危機に資することができればということで、私もこの請願には紹介議員として賛成させていただいたわけです。

そういう立場から賛成をします。

以上です。

- ○委員長(黒須俊隆委員長) はい、どうぞ。
- ○小倉利昭委員 私は、蛭田委員の意見に反対するわけではないのですけれども。確かに、かってない財政難、財政悪化の現状の大網白里市であって、多少でも歳出削減に努力しなければいけない、それはまったくごもっともなことですけれども。では、その入札監視委員会というものがあった場合、それで入札監視委員会あり、イコール入札でその落札率が下がっていくのかということは、必ずしもそうとは言えないんだと私は思います。

入札に参加する各企業がそれなりに十分な調査をして、積算をして金額を設定するということですので、反して予定価格があるのであれば、当然そこに近づけない、がきたいという本音のところだと思います。ですから、なおかつ当然質のいい、内容のいい仕事をしたり、あるいは物品を納入していただくというほうが私はいいと思いますので、特に入札監視委員会の設置について必要とは思いません。

以上です。

○委員長(黒須俊隆委員長) ほかにございますでしょうか。

田辺委員。

〇副委員長(田辺正弘副委員長) 入札監視委員会の仕組みまたは趣旨としては、自治体が行

う入札や契約について、利害関係のない学識経験者等が第三者として中立公正な立場から、 その入札が適切かどうかを審査するものでありまして、まずは入札の透明性、競争性、適正 な施工をそれぞれ確保するためのものであって、蛭田委員が言われたような平均落札価格を 下げるための組織ではないという認識であります。

その点は、国交省が推進する入札監視委員会の設置の趣旨とはずれがあると思いますので、 いくら財政事情が悪いからもっと厳しく取り締まる、厳しく見るという意見も分かるんです が、それとは趣旨が違うと思いますので、私もこの請願に対しましては賛成できない立場と 申し上げます。

以上です。

- 〇委員長(黒須俊隆委員長) ほかに。
- ○上代和利委員 今、田辺議員もおっしゃったようなことなんですけれども、テーマとすれば 財政健全化、それに歳入増であって、こちらにもあるように歳出削減、本当に重要課題と思 います。本市にとって今年もこういう緊縮財政であって、補正も含めて今150億になったと 先ほど発表もありましたけれども。そういう中で、事業という事業は展開されてないんじゃ ないかと思うんです。本当にもう少し時期尚早というか、事業を考えるのがいいんじゃない のかなというふうに思います。
- ○委員長(黒須俊隆委員長) はい、どうぞ。
- ○土屋忠和委員 今回、市民サービスという話になっておりまして、市民サービスの向上は行政も議員の方々も皆で目指すものと、私は思います。そうしまして、入札制度の仕組みに対しまして改めて入札監視委員会を取り入れなくても、物品を購入する場合や業務委託を発注する場合、土木・建設工事を発注する場合などを含めまして、行政側は入札価格を適正に積算していると思います。さらに市場価格を調査して比較し、県の積算基準を基に設計、積算を組み立てていると考えられます。もちろん、予定価格そのものが適正な金額と理解をしております。

ゆえに、歳出削減の効果と監視委員会の設置については意図が違うと思いますので、私は 賛成はできません。

以上です。

- 〇委員長(黒須俊隆委員長) 蛭田委員。
- **〇蛭田公二郎委員** いろいろご意見出ましたけれども、監視委員会を設置しなくてもいいんではないかとか、それから時期尚早ではないかとか。それから、もともと監視委員会というの

は入札の落札率を下げるためのものではないというような、そういうご意見が出ましたけれ ども。

私はやはり、今本市が置かれている状況からすると何といっても財政危機、これをどう打開するかというのが急務の課題で、結果として、入札監視委員会の設置によって落札率が大幅に、大幅にかどうかは別にしても、それが財政難に資するようなことになれば、それはそれにこしたことはないと思う。透明性とか公正性とかいうことも大事で、その生駒市も悪かろう安かろうではやはり困るわけで、そういう点でどうだったのかという数年間の落札率が下がった、その中で下がっているけれどもその公共工事などについても決して悪化すると市が悪くなるというようなことは全くなく、結果としては数パーセント、20パーセント以上の落札率が下がっているとそういう成果を出しているわけですね。

設置しなくてもいいということで、結局今のままの現状でいえば変わらないわけですね。 やはり積極的に今の財政危機をどこでどういうふうにするのかと、そういう積極的なアプロ ーチを我々は今しないと、今の財政難を打開できないと思うんですね。

だから、現状のままではいいということではなくて、積極的にね、やはり我々が今の現状を打開するためにできることはやるという立場が必要なんじゃないかなと思うんです。

○副委員長(田辺正弘副委員長) 今の蛭田委員の意見に対しまして、財政難を何とかしようということで生駒市の例を挙げていただいたと思うんですが。あくまでも設置しようとしている委員会は、平均落札額を下げるための組織ではないということを認識していただきたいと思います。その中で競争が激しくなれば、市内、郡内、県内どこからでも入札できるようになってくると、今度は有事の場合、災害などに対しての協力提携を結んであっても、協力をはたして、してくれるかどうかという疑問が湧いてくると思います。

まして、当然地元業者は法人税をいっぱい納めてくれていますので、そういう中でも入札 監視委員会の考え方として何パーセント下がったから成果が出たとか、そういう感覚で考え ないほうが私はいいと思います。

以上です。

〇委員長(黒須俊隆委員長) ほぼ全員の意見が出そろいましたが、ほかに特にございません でしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒須俊隆委員長) では、私から一言だけ。

市民の請願は、できるだけ実現可能性が著しく低いとか、そういう問題がない限りは、あ

くまでも議会が請願を受け、仮に採択したとしても、その予算を伴った事業を議会で決定したわけではないわけですよね。あくまでも、市民の請願を採択したということでね。明らかに請願者の願意というものは、現在の市の財政悪化、住民サービス低下に対して一つの一助になればいいという、そういうことがうかがえる、そういう請願だと思います。

また、田辺委員から、必ずしも歳出削減、入札額削減だけが目的のそういうものではないという話がありましたけれども、結果として、もちろん何か問題があって、入札額が上がる可能性もあるかもしれないけれども、結果としては基本的には落札額が下がる、そういうものになっていくという資料も今まで見てきたと思います。また、当市においても実際に入札の地域制限をした中で、市が目標としている、例えば8事業者とか7業者とかに満たないそういう入札も数多く見てきたと思います。

そういうことから、この入札監視委員会を市が選ぶかどうかは別として、この請願者の入 札監視委員会ではなくて、監査委員会の中に別の業務を設けてもいいという、そういう2つ の例を出しているわけですけれども、取り立てて願意に問題がないそういう請願はできるだ け通してあげるのが議会の役割ではないのかなと、私は思っております。

全員の意見が出そろいましたので、それでは、討論、意見等ございましたらお願いします。 (発言する者あり)

〇委員長(黒須俊隆委員長) 先ほどの質疑の中で討論も出尽くしたと思いますので、それでは採決に入りたいと思います。

お諮りします。

請願第3号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

〇委員長(黒須俊隆委員長) 賛成少数。

よって、請願第3号は不採択と決しました。

以上で請願第3号の審査を終わります。

- ◎議案第3号 令和3年度大網白里市一般会計補正予算
- ◎議案第7号 財産の取得について
- ◎議案第9号 令和3年度大網白里市一般会計補正予算
- ○委員長(黒須俊隆委員長) これより付託議案の審査を行います。

まず、担当課から付託議案についての説明を受け、説明終了後に付託議案の採決を行いま

す。

はじめに、議案第3号 令和3年度大網白里市一般会計補正予算、議案第7号 財産の取得について及び議案第9号 令和3年度大網白里市一般会計補正予算を議題といたします。 財政課を入室させてください。

(財政課 入室)

〇委員長(黒須俊隆委員長) 財政課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第3号、7号及び9号の説明を お願いいたします。

はい、どうぞ。

〇古内 衛財政課長 財政課でございます。

本日の出席職員を紹介をさせていただきます。

まず、私の左隣が副課長の茂田でございます。

- ○茂田栄治財政課副課長 よろしくお願いします。
- **〇古内 衛財政課長** 次に、その後ろ隣が副主幹で、契約管財班長の北田でございます。
- **〇北田吉男財政課副主幹兼契約管財班長** よろしくお願いします。
- **〇古内 衛財政課長** そして、その隣が主査で財政班長の久保でございます。
- ○久保 崇財政課主査兼財政班長 よろしくお願いします。
- **〇古内 衛財政課長** 最後に私、課長の古内でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以後は着座にて失礼します。

それでは、過日全員協議会でお配りしました資料に沿ってご説明させていただきます。 資料、6月補正予算案の概要をご覧ください。

議案第3号 令和3年度大網白里市一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正額は3億8,280万1,000円の増額で、補正後の予算額は150億5,466万7,000円となります。

主な補正の内容ですが、1つ目が新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る補正予算となります。このことについては、先の2月補正予算で所要額を計上し、併せて繰越明許の措置を講じたところですが、今般、接種費用については令和3年度予算にて対応するよう国からの指導要請等もあったことから、改めて今年度に盛り直すものでございます。

補正額は2億2,664万4,000円の増額となります。

対象者数は4万8,861人を見込み、まずは市内の65歳以上の高齢者約1万6,800人を対象として、集団接種については、先週12日の大網病院を皮切りに、昨日15日には保健文化センターにおいて開始いたしました。今後はアリーナを及び農村環境改善センターを会場に含めた中で適宜実施していく予定です。一方の個別接種についても、市内の一部医療機関で先月24日から、大網病院では先月27日から既に開始しております。

財源は全額国費で、5ページのそのほかの歳入でお示しのうち、(1)新型コロナウイル スワクチン接種負担金となります。

資料1ページにお戻りください。

2つ目が、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算でございます。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、経済的な影響を受けやすい低所得の子育て世帯を支援するため、生活支援特別給付金を支給することといたします。補正額は3,830万円の増額となります。当該給付金の支給対象は、ひとり親以外で令和3年度の住民税が非課税となる子育て世帯とし、児童数を682人と見込み、1人当たり一律5万円を支給するため、給付額として3,410万円のほか、事務費等につき420万円を合わせて計上いたします。

なお、支給日は6月下旬以降としたところですが、これが7月にずれ込む見込みとのこと でございます。いずれにしても、国が示す今後の行程等に合わせて速やかな執行に努めてま いります。

財源は全額国費で、先ほどの5ページでお示しのその他歳入のうち、(2)子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費等補助金、こちらとなります。

続いて、2ページをご覧ください。

3つ目に、地方創生臨時交付金に係る補正予算ということで、8つの事業費を挙げております。その1点目は小・中学校屋内運動場衛生関係整理事業で、補正額は3,500万円の増額となります。指定避難所となっている市内小・中学校の体育館につき、トイレ30基を洋式化するとともに、手洗い器49台を自動水洗化するための経費を計上するものでございます。財

源として、5ページ、その他歳入の(3)地方創生臨時交付金8,464万4,000円のうち、こちらの事業に3,000万円を活用することとし、残りの500万円は一般財源を予定しております。

2ページにお戻りください。

2点目が災害対策事業で、補正額は1,500万円の増額となります。避難所用の感染症対策備品をはじめ、備蓄資材を適切に保管するため、防災備蓄倉庫の建設に必要な経費を計上いたしました。財源は地方創生臨時交付金1,300万円を活用することといたします。残りの200万円は一般財源を予定するところです。

次に、3点目が、公共施設における感染拡大防止対策で、補正額は720万円の増額となります。公共施設等における感染機会の低減を図るため、必要な施設整備費や備品等購入費を計上するものでございます。財源は地方創生臨時交付金570万円のほか、県費補助金を50万円活用し、残り100万円は一般財源を予定しております。

続いて、3ページをご覧ください。

4点目は、オンライン環境等整備事業で、補正額は934万円の増額となります。コロナ禍における事務事業等のオンライン化に対応するため、リモート会議用パソコンの購入費をはじめ、音声認識システムの導入や図書館システムの改修、成人式のオンライン配信に係る経費を計上することといたします。財源は地方創生臨時交付金734万円を活用し、残りの200万円は一般財源を予定しております。

5点目は、地場産品販路拡大支援事業につき、補正額は1,000万円の増額となります。コロナ禍における外出自粛により、対面による販売機会が減少している地場産品の販売促進を図るため、通信販売に必要な費用を助成し、販路の確保・拡大を支援することといたします。3,000円以上の品に対して、1件当たり1,000円の一部費用助成を実施するものですが、このことにより地場産業が育成され、魅力的なふるさと産品が創出されることで地域経済、ひいてはふるさと納税の活性化につながるものと期待できるところです。財源については、全額地方創生臨時交付金を活用することといたします。

6点目は、魅力発信事業で補正額は880万円の増額となります。コロナ禍で落ち込んだ観光需要の回復と地方への移住を検討する方々へ向けて、本市の魅力を発信するための観光情報マップやパンフレット等を作成するほか、文化財の保存活用と情報発信に資するべく、デジタル博物館を活用した新たな観光資源の創出に必要となる経費を計上することといたします。財源は地方創生臨時交付金780万円を活用し、残りの100万円は一般財源を予定しております。

続いて、4ページをご覧ください。

7点目は、公園施設環境整備事業で、補正額は465万円の増額となります。コロナ禍における災害に備え、避難場所として指定されている都市公園の環境整備を図るため、園内灯をLED化するとともに、トイレ手洗い器等を自動水栓化するための経費を計上するものでございます。財源は地方創生臨時交付金365万円を活用し、残りの100万円は一般財源を予定しております。

8点目は、公共交通自動車支援事業で、補正額は310万円の増額となります。感染予防対策を実施しながら事業を継続している公共交通事業者に対して、市民の日常生活における移動手段を維持確保するためにも、市内業者には1事業所当たり30万円、また市内運行車両にはバス1台につき10万円、タクシー1台につき3万円をそれぞれ支援金として交付するものです。財源については、全額地方創生臨時交付金を活用することといたします。

続いて、その他歳出について申し上げます。

はじめに、企業等誘致奨励金ですが、これが本市企業誘致条例に基づき、奨励措置適用事業者である株式会社コメリに対し奨励金を交付するもので、補正額として1,364万7,000円を計上しました。当該奨励金の対象期間は本年度から令和5年度までの3年間で、財源は全額一般財源となります。

続いて、5ページをご覧ください。

白里地区コミュニティバス運行事業ですが、今年9月に実証運行期間が終了することに伴い、10月以降も運行を継続するための所要額を計上するものでございます。その他特定財源として運賃収入を58万5,000円と見込み、残りの273万6,000円を一般財源で予定するところです。

あわせて、次の欄でお示しのとおり、当該事業については契約期間が複数年にわたるため、期間を令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで、限度額を1, 015 万7, 000 円とする債務負担行為を設定することといたします。

最後に、その他主な歳入について説明申し上げます。

- (1) から(3) については、これまでにご説明のとおりです。
- (4)の財政調整基金繰入金については、今回の財源調整として3,130万3,000円を増額するものとなります。

以上が議案第3号の概要でございます。

引き続き、議案第7号 財産の取得についてご説明申し上げます。

議案第7号説明資料をご覧ください。

このたび消防自動車を1台購入するに当たり、去る5月13日に制限付き一般競争入札を行った結果、東京都八王子市の日本機械工業株式会社が2,458万5,000円で落札したことから、議会の議決を求めるものでございます。

以上が議案第7号の概要となります。

引き続き、議案第9号 令和3年度大網白里市一般会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

本日の全員協議会でお配りした資料、6月補正予算案(その2)の概要をご覧ください。 補正額は4,102万7,000円の増額で、補正後の予算額は150億9,569万4,000円となります。 内容は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業に係る補正予算でございます。 コロナ禍において、国は緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯を支援するため、 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給することを決定いたしました。収入 や資産、今後の求職活動等に係る一定の要件を伴いますが、本市ではこの対象を155世帯と 見込んでおります。支給額は月額で単身世帯で6万円、2人世帯が8万円、3人以上の世帯 が10万円で、支給期間は申請月から3か月となります。

今回の補正予算は、この事業を速やかに実施するため給付額として3,792万円のほか、委託料や消耗品費、通信運搬費、手数料といった事務費につき310万7,000円を合わせて計上するものでございます。財源は全額国費で、下段の(1)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金となります。

以上が議案第9号の概要となります。

当課が所管する議案の内容は以上となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(黒須俊隆委員長) ただいま説明がありました内容について、委員の皆様から質問等があればお願いします。

なお、その際は始めに議案番号をお示しください。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 議案3号について、その他はまた改めて質問しますけれども。

議案第3号の2ページ目、3の(2)、災害対策事業の防災備蓄倉庫。これはどこに造るのか。

それから3ページ、オンライン環境等整備事業。大網白里市では職員がリモート勤務とかの実態はどのようになっているのか教えていただきたい。

それから3つ目、(5) 地場産品販路拡大支援事業。これは市内の事業者がコロナ禍で、 通信販売をやるというような場合に通信販売にかかるいろんな通信費などについて助成をす るというようなことなのかどうか。

それから4つ目、(6)魅力発信事業。これは特にデジタル博物館関係というか、それが600万円と大きいんですけれども。デジタル博物館を活用した新たな観光資源の創出に必要となる経費、600万円って大きいんですけれども、文化財の保存活用、情報発信、ざっとどんなものか教えてもらえればと思います。

それから、ページ変わって4のその他、企業等誘致奨励金。こういう条例で定められた奨励があると知らなかったですが、この条例に基づいてこれまでもこうした奨励金が交付されていた実態があったのかどうか。今回、コメリに対して1億3,000万円という非常に大きな額ね、固定資産税と同額を奨励金として交付するということなんですけれども、この趣旨についてご説明いただきたいと思います。

以上です。

- 〇委員長(黒須俊隆委員長) 茂田副課長。
- ○茂田栄治財政課副課長 まずはじめに、災害対策事業の防災備蓄倉庫でございますが、こちらにつきましては、アリーナの駐車場北側のところに設置する予定でございます。

続いて、(4)番のオンライン環境等整備事業でございます。こちらは本市の中でリモートですとかそういったものがって話でございますが、職員が在宅勤務しているということはございませんが、千葉県のほうが非常に在宅勤務しているところもございます。また、密を回避するために会議等につきましてもパソコンを使ったZoom会議が非常に多くなってございまして、1月から4月にかけても月約25件から30件ぐらい、各課いろんなところでZoom会議を行っております。それに対応してパソコンが非常に足りなくなっている状況にございまして、これら今後どんどん増えていく可能性がございますので、それに合わせて今回15台のパソコンを用意するものでございます。

続きまして、(5)番の地場産品の販路拡大支援事業でございますが、こちらにつきましては、通信販売等に対応するため、市内業者に費用の一部を助成するというようなものでございます。想定しておりますのは、やはり物品を販売するに当たりまして、それを多少引下げ、1,000円を助成するですとか、3,000円のものを2,000円にするですとか、いろいろと物品を安く販売することによって、本市の産品を幅広く知っていただこうと。またさらに、本市なかなか売れない商品等やはりあるかと思うんですね。そういったものをなるべく在庫を

はけるようにですとか、そういった感じでやっていければと考えてございます。

また、ふるさと納税も併せて活用していただければということで、活性いたしますので、 同じように歳入のほうも一緒に増えてくれればというところも期待してございます。

〇古内 衛財政課長 続いてデジタル博物館の関係でございますけれども、こちらにつきましては、本市の指定文化財の一つに、かつての網元である斉藤四郎右衛門家稲荷神社がございます。この稲荷神社本殿は、有力な網元であった斉藤四郎右衛門家があった個人の氏神で、九十九里におけるイワシ漁で繁栄した当時の様子がうかがえる、唯一の建造物でございます。また、明治3年の建立と見られているところです。

市では、平成5年に市教育委員会へこれが寄附採納されて以降、これまで白里小学校の敷地内にて保存に取り組んできたところですが、現状といたしましては仮囲いされているため、容易に見学できない状況であるとともに、瓦の崩落や、仮囲いしている施設の一部が崩壊しておりまして、今後の台風などの災害によっては指定文化財そのものが倒壊するおそれがあるため、今般この建立物の設計、組立ての状況や彫刻などを調査、解体して一部保存し、デジタル博物館でその調査内容と建築物などを公開したいと考えているところです。そういう趣旨でこちらの部分の事業を行いたいと考えているところです。

それから次が、4番の(1)企業等への奨励費につきましては、実績といたしましては今回が初めてのケースでございます。あと、趣旨といたしましては、大網白里市企業等誘致条例というものがございますけれども、市内に事業所を新設する企業等に奨励措置を講ずることで、企業等の誘致の推進を図り、産業の振興、雇用の促進等に寄与することを目的とするところでございます。

以上です。

- 〇委員長(黒須俊隆委員長) はい。
- ○蛭田公二郎委員 大体分かりました。ただ、今のコメリ、企業誘致をこれからも大いにしていただくということで。この条例がいつできたかわからないですけれども、初めてということで。

今後もそういう、言ってみれば新たな企業が来られた場合には、奨励金を渡しましたよというような実績をつくることによって今後も大いに企業に来てもらいたいと、そういう効果を狙っているということは分かりましたけれども。財政負担ね、ずいぶん思い切って固定資産税をそのままそっくりね戻すんですけれども。そうですか。はい、分かりました。

○委員長(黒須俊隆委員長) ほかにございますか。

○土屋忠和委員 3号の先ほど6番の魅力発信事業の中の、文化財の保存活用についてというところなんですが、斉藤四郎右衛門さんのほうの建物の文化財は私もよく知っておりまして、イワシの漁を盛んにやったということで、私も白里地区に住んでいてよく教育を聞いております。

白里小学校の敷地内にあるということで、今見えない状態です。トタンで囲まれているんですよ。ああいう施設、ああいう文化財を場所から移動するとかっていう、移設してガラス張りにするとかっていうことで、子どもたちがすぐ手にとれるようなところにもっていくというように考えはないのかなと。それは計画の中でまだ分からないと思いますけれども、そのへんのことを要望したいなと思いまして。

〇古内 衛財政課長 基本的には、土屋議員のおっしゃるように、そのように将来的にはもっていけるのが確かにいいだろうとは思います。しかしながら、現時点でやれるとすれば、まずは文化財そのものを保存したい。それの崩落等のおそれもあるので、今回はそれを解体し、その設計状況ですとか組立ての内容ですとか、そういったものをデジタル化して保存して皆さんに、こういう造りでできているんですよというのをまずは公開したい。

それで、将来的に財政状況等が好転すれば、それを再度また組み立てて公開までもっていければというのが、将来的な考えはあるんでしょうけれども、それが今すぐできるかというと、そこまではちょっと難しい状況なので。ただし、保存状況がだいぶ悪くなっているということは聞いていますし、生涯学習課のほうでも長年の懸案になっているようでございますので、このへんをまず解決できればなというのが趣旨で今回補正予算を計上させていただいたところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

- **〇委員長(黒須俊隆委員長)** 土屋委員。
- ○土屋忠和委員 私も、白里のその小学校の関係でいろいろ携わってきたものですから、もうお亡くなりになりましたけれども、鈴木茂さんという先生が北今泉から出てた先生がいまして、その先生からもよくこの斉藤四郎右衛門さんのことをよく聞かされまして、この文化財は大事にしてねということを、もうお亡くなりになりましたけれども、申し送りのような気持ちで私も今話をしている状況なんです。ぜひともよろしくお願いいたします。
- 〇委員長(黒須俊隆委員長) ほかに。
- ○副委員長(田辺正弘副委員長) もう一つ手前の(5)番、経済対策の地場産品のやつありますけれども。これのPRとか宣伝方法というのは、おのおのの個々の事業者というか、それが自分たちでやって、3,000円以上に対して1,000円助成するという趣旨なのか。それとも、

市のほうがPR活動に協力して助成してやるのか。ただ1,000円やるから、あんたらうまく やりなさいというのか、そのへん具体的に教えてください。

- ○委員長(黒須俊隆委員長) はい、どうぞ。
- ○茂田栄治財政課副課長 こちらにつきましては、市内業者でも、やはり自分のところでホームページを持っていて販売している方もいらっしゃいますし、ふるさと納税を主に通信販売の場所として活用されている方もいらっしゃいます。どちらも、いろいろとPRしていただくに当たりましても、やはり商品の値段的なものもちょっとあると思いますので、まず値段的な安さを魅力発信するのはおのおののホームページ、またはふるさと納税の中でもそういったことはできるかなと思います。

このアピールの仕方につきましては、まずはこういった商品を引き下げるのと同時に、ふるさと納税など参加されていない事業者さんもいらっしゃるかと思いますので、そういった方にもぜひふるさと納税もひとつの提案としてお出しして、そこの中で、こういった産品が本市にはあるんだよというアピールの仕方はどうでしょうかと。そういった声かけもしていきたいかなと思っています。

- **○副委員長(田辺正弘副委員長)** ということは、ふるさと納税の商品の3,000円を超えるものに対しても1,000円助成するという形ですね。
- ○茂田栄治財政課副課長 現状としては、ふるさと納税、本人の通信販売のヤフーオークションですとか楽天ですとかそういったもの両方どちらも可能と考えております。
- **○副委員長(田辺正弘副委員長)** 市内業者の中にホームページを開いている事業者というか、 そういうのは何社ぐらいあるか把握していますか。
- **○茂田栄治財政課副課長** ホームページを独自に持っているところというのは、現状ではちょっと把握してございません。すみません。
- **○副委員長(田辺正弘副委員長)** ということは、ふるさと納税を活用している業者はいいですけれども、ちょっと差ができちゃうような気もするし。もうちょっと何かうまい方法はないかなとも思うんですが、一応内容は分かりましたので終わりにします。
- 〇委員長(黒須俊隆委員長) ほかに。
- ○小倉利昭委員 何点か、すみません、細かいところを伺います。

議案第3号の子育て世帯生活支援で、対象者が682名というふうに決まっていますが、これは非課税子育て世帯の、小学生でしょうか、あるいは年齢は何歳からでしょうか。児童となっているので小学生かと思うんですが。

それから、感染防止の小中学校の屋内運動場衛生環境整備で、市内小中学校でトイレ30基、 手洗い器49ヵ所となっていますが、市内小中学校どこなのか教えてください。

それから、すみません。とりあえずその2点、お願いします。

〇古内 衛財政課長 まず、子育ての関係のことは今調べていますので、先に小・中学校の屋 内運動場の衛生環境整備事業についてご説明申し上げます。

こちらは市内に小学校7校、中学校3校、合計10校ございますが、このうち大網小学校と 白里小学校につきましては、体育館が比較的新しいものですので、こちらのほうについては 既にそういった自動水栓化とか、機能がついております。ですから、それを除く小学校5校、 中学校3校のトイレについて、洋式化及び水栓化すると。

(「ごめんなさい、大網小と」と呼ぶ者あり)

- 〇古内 衛財政課長 白里小学校以外です。
- ○委員長(黒須俊隆委員長) はい、どうぞ。
- ○茂田栄治財政課副課長 子育て世帯の対象見込みでございますが、こちらは児童手当を支給 している学年ですので、15歳になります。中学校3年生まで。

委員長、すいません。訂正させていただきます。18歳でした。失礼しました。

○委員長(黒須俊隆委員長) いいですか。ほかにございますでしょうか。

(「なければ、その次の9号」と呼ぶ者あり)

〇委員長(黒須俊隆委員長) 私から3号に関連して先に質問させていただいて、その次にお願いします。

3号の2番のコロナウイルス感染対策子育て世帯生活支援特別給付金事業なんですけれども、以前にひとり親世帯に給付をして、今回はそのひとり親世帯を除く住民税非課税子育て世帯だと、今回そうだというふうに書いてあるんですけれども、その以前の前回のときのひとり親世帯のときの、そのいつの時点でひとり親というのを確認したのかどうか。今回、当時例えばひとり親じゃなかったけれども、今ひとり親の低所得世帯が、例えばこの4月5月6月とかで漏れているとか、そういうことがないのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

はい。

- **〇古内 衛財政課長** まず、第1段階として実施いたしましたひとり親世帯、こちらに対する 支給の基準日は令和3年4月1日現在で該当するかしないかの判断をしております。
- 〇委員長(黒須俊隆委員長) はい。

- ○茂田栄治財政課副課長 今後4月1日以降、ふたり親であったものがひとり親になるケースとか、そういった方につきましては、今度申請制度になってくるんですけれども、こちらの新たな予算というものを、ひとり親以外のものを対象としてます。
- 〇委員長(黒須俊隆委員長) はい。
- **〇古内 衛財政課長** 第1弾として出したのが、今のところ児童扶養手当の受給世帯に支給してございます。それ以降は例えばひとり親になったりとかした場合には今度、申請していただいて、継続的にはその申請を受け付けて該当させていくようなシステムになっております。
- ○委員長(黒須俊隆委員長) ということは、特に今回のと前回ので、その時間差の関係とかで漏れが出るというわけではなくて、ちゃんとその新たにひとり親になった部分にも行き渡ると、そういうことでよろしいですか。
- 〇古内 衛財政課長 はい。
- ○委員長(黒須俊隆委員長) それでは、次に、小・中学校の洋式トイレなんですけれども、その小学校5つと中学校3、全体としての話は同僚議員が一般質問でされていたので分かっているところですが、この対象の体育館というのの洋式化、洋式・和式というのはどういう状況で、今回の措置でどんなふうになるのかというのは、それは分かるんですか。はい。
- **〇古内 衛財政課長** それでは、今回のトイレの洋式化、学校ごとに何基かというのをまずお 知らせいたします。

瑞穂小学校が3基、それから増穂小4基、大網東小が1基、増穂北小が3基、季美の森小が3基、大網中が6基、増穂中学校7基、白里中3基、こちらを洋式化することで、体育館 自体はすみません、確認していませんが、おおむね洋式化になる予定だと思います。

- ○委員長(黒須俊隆委員長) もともと新しいという大網小と白里小を含めて、ほぼ全ての避難所となる体育館においては、100パーセントになる。
- ○古内 衛財政課長 なります。100パーセントです。
- ○委員長(黒須俊隆委員長) 今、おおむねと言ったから。一応これで100パーセントになる ということですね。

あと、その同じあれの(3)のところなんですけれども、感染拡大で、白里海岸の感染拡大って、海開きも中止になって、今後一体何をやるのか説明できればお願いします。 はい。

○茂田栄治財政課副課長 白里海岸の開設をしなくても、海岸に遊びに来られる方が非常に多

くて、また、今こういった状況の中で、釣りブームが非常にきています。海のほうに行かれると、浜から投げ釣りやっている方もいらっしゃいまして、意外と密に、ピンポイントに密になっている方がいらっしゃるので、そういった方にソーシャルディスタンスってこのぐらいの距離なんだというものを、駐車場のガードレールのところに貼りつけるですとか、密にならないように気をつけてくださいとか、例えば2メートルとか、そういった距離をはかれるようなものを貼りつけて、それはどんな会場でも使いまわしがききますので、そういったものを作成して、まずちょっとソーシャルディスタンスってこのぐらいの距離なんですよというのを確認してもらいたいということと、密にならないように気をつけてくださいと、そういったものを作る予定でございます。併せてチラシなんかも作って配布すると、そういったことも考えておりますので、適宜このへんを併せて考えていきます。

- ○委員長(黒須俊隆委員長) 同じく今度(4)なんですけれども、先ほどリモート会議用P Cは、ZOOM会議用のPC15台と言いましたけれども、それよりも額の大きいこの音声認 識システムとか、あとは図書館の、成人式のというのはどんなものなのか簡単に説明をお願 いします。
- ○茂田栄治財政課副課長 こちらの音声認識システムというのは、会議等を行った際に、それを音声を録音することによりまして、AIで議事録を起こすことができるというようなシステムを導入するところでございます。これによりまして、会議を1時間、2時間やりますと、その議事録をおこすのに同じ時間だけかかってしまうということもあります。時間外を削減するとか、そういった、またAIを導入することによって、事務の効率化を図るという観点から、今回導入して予算計上させていただいたところでございます。

失礼しました、続きまして図書館システムでございます。

こちらにつきましては、オンライン上で郵送貸出しができるような機能を追加する改修で ございます。郵送料は個人負担にはなってはしまうんですけれども、オンライン上で本の予 約ができて、さらに郵送で借りることができるというようなやり方で、今回のコロナ禍に合 わせたような事業展開とさせていただいているところでございます。

成人式のオンラインにつきましては、これも昨年度、成人式の際にも行いましたが、ユーチューブを活用しまして、なかなか地元に戻ってこられない方とか、そういった方も成人式の雰囲気を見ていただこうということで、ユーチューブの配信を考えているところでございます。

以上でございます。

- **〇委員長(黒須俊隆委員長)** この成人式オンライン配信のユーチューブで配信するだけで75 万円って、ちょっと高くないですか。
- ○茂田栄治財政課副課長 そうですね、やはりプロに撮影させているものが大きいのかなと思います。
- ○委員長(黒須俊隆委員長) プロの成人式撮影企画社みたいなのがあって、そこに丸ごと丸 投げするという形なんですかね。
- ○茂田栄治財政課副課長 そうですね、昨年度も同じようにやらせていただいたんですけれども、プロの方に撮っていただいて、うまく卒業アルバムですとか、そういったものもうまく編集しながら、かなり編集の部分に力を入れていただいたような形と聞いております。
- ○委員長(黒須俊隆委員長) はい、分かりました。

続いて、(5)のあれなんですけれども、実際に今確認しているその市内事業者の通信販売ってどんなものがあるんですか。

はい。

- ○茂田栄治財政課副課長 私の記憶の限りでちょっとお話しをさせていただきますと、みどりが丘の方でお菓子の販売をされている方ですとか、ホームページを持っていらっしゃる、あまり詳しくは説明できないんですけれども、お菓子の会社と、すみません、ちょっと度忘れしているところもございまして。
- ○委員長(黒須俊隆委員長) はちみつだとか。
- ○茂田栄治財政課副課長 そうですね、はちみつだとか。本当にちょっと度忘れしちゃいました、すみません。
- **〇委員長(黒須俊隆委員長)** かなりの数があると考えていいのですか、これは。
- ○茂田栄治財政課副課長 期待している。そんなに多いわけではないのですが、農作物とかになりますと、なかなかホームページを作っていないところもありますので、若い事業者さんはホームページも一緒にそろえたり、またSNSなんかでもどんどんアピールしているところもありますので、展開次第によってはいろいろと考えていただけるんじゃないかなと思っています。
- ○委員長(黒須俊隆委員長) だいたい担当課としては、何事業所みたいなのを想定しているんですか。
- ○茂田栄治財政課副課長 事業所の想定はまだしていないんですけれども、今後いろいろと周知ですとか、PRしながら展開していきますので、予算の限り頑張っていきたいというふう

な説明を聞いております。

○委員長(黒須俊隆委員長) 続いて、(8)番の公共交通事業のバスとタクシー。具体的に これ市内業者30万円っていうのは何事業者対象で、あと市内の運行車両というのは何台対象 なんですか。

はい。

○茂田栄治財政課副課長 市内業者につきましては、2事業者になります。2事業者で30万円 掛ける2で60万円を予定してございます。

また、バスにつきましては、台数は16台、タクシーにつきましては、30台と見込んでございます。バス16台、タクシー30台で見込んでございます。

- ○委員長(黒須俊隆委員長) 市内事業者2つというのはタクシー事業者ですか。
- ○茂田栄治財政課副課長 はい、そのとおりです。
- ○委員長(黒須俊隆委員長) 市内運行車両の30台というのは、そのタクシー事業者の車両なのか、それとも東金とかのそういうものも入っているんですか、市内の運行車両っていうのは。市内運行車両のタクシー。
- **〇古内 衛財政課長** 市外業者でタクシーを乗り入れているところの台数も入っています。
- ○委員長(黒須俊隆委員長) も入っている、それが全部で30台、今。
- **〇古内** 衛財政課長 そういうことです。
- ○委員長(黒須俊隆委員長) この中小企業支援だとか、いろんなものがあるんですけれども、 取り立てて公共交通タクシーとバス会社に支援を給付する、支援金を交付する理由っていう のかな、例えば公共交通業者が取り立ててほかの中小企業と比べてコロナによって収入が減 ったとかという、そういうデータがあるんですか。

はい。

〇古内 衛財政課長 それに該当する企業等の経営状況を申し上げますと、やはり路線バスは 前年比には微減ですとか、高速バスですと7割減という企業もございます。

それから、もう一社のほうもやっぱりバスに関しましては、2割から3割の減収、路線バス、こちらについては2割から3割の減少傾向にあるようです。

それから、タクシー業者ですけれども、こちらにつきましても、時期的には前年比5割減という時期もありますが、3割から5割程度の減収になっているのが実態のようです。 以上です。

〇委員長(黒須俊隆委員長) 最後に、白里地区のコミュニティバス運行事業。これ今まで現

在の実証運行期間内の目標を立てて、それで1便当たり5人超えなかったら廃止だみたいな、中止だみたいな、そんなような認識で私はいたと思うんですけれども、その遠く及んでいないにもかかわらず、続ける理由。これ一般質問でされた方もいるのでね。市の言っていることは分からないでもないんです、というか、その市の理由にしたことは私も分かっているんだけれども、そうではなくて財政課として、これを認めた理由というんですかね、担当課としてはどうしても存続させたいから、今まで5人に満たなきゃ廃止にするよと、だから当然別のことを考えてやりますよということなのに、その同じような事業で多少100円上げるだとか、何かいろんなことをやっているけれども、利用する見込みみたいなものが全然立ってないのに存続させるというのはね、財政比率とか今まで言っていたことからしてもおかしいんじゃないかと思うんですけれども、財政課としてはどういう判断したのか、お願いします。

〇古内 衛財政課長 はまバスにつきましては、コロナ禍で外出自粛の影響を受けておりますけれども、利用者が増加傾向にございます。それから、やはり実証運行検証の結果からも、公共交通の必要性はあり、デマンドなどのほかの施策に転換するよりも、はまバスを継続運行したほうが妥当ではないかという判断がございます。

そういったことを踏まえまして、目標値には達しませんでしたけれども、現状等を勘案した中で継続運行はするべきだろうという判断の下、このような予算計上をさせていただいたところでございます。

○委員長(黒須俊隆委員長) はまバスは全体事業費からすると、そこまで丁寧な説明が必要なのかどうかというのは、私も分からないところはあるんだけれども、今まではかなり丁寧に議員の中でもすごく大きな事業費とは別に、その事業そのものとして重要な事業だという認識の下だろうと思うんだけれども、かなり一般質問や、いろんなところで取り上げている議員が多かった、そういうことも理由の一つだろうと思うけれども、比較的丁寧な説明をしてきたと思うんだけれども、今回はそういう丁寧な説明というか、議会に今回その説明がなく何もなかった。一般質問で答えるみたいなね、そういうものしかなくて、資料ひとつ、何ていうか、一般質問では言っていたかもしれないけれども、今度の目標は一体何人で、どういうものなのか、便数は減らして100円高くするとかね。あとは全体を大網地区まで乗り入れるという、そういう全体的なスキームは分かったけれども、細かいやっぱり一覧表なり、そういうものをもって、それで今度の目標はどうなのか。また、前回散々説明していた、幾ら丁寧に説明してもね、前回の目標に達しなかったことはちゃらにしましょう、なかったことにしましょうなんていうんじゃね、これはおかしな話で、やっぱりそのへんのところを、

なぜ前回までの目標とか、そういう散々議会に説明してきて、今までの予算を通してきたのにもかかわらず、今回は説明もしないで、いや、事情が変わりましたという、そういうような形でいいのかどうかね。これは財政課の問題ではなくて、市全体としての問題、執行部としての問題なんだけれども、なんか納得いかないというかね、もっときちんとしたちゃんと今度こそうまくいくね、今まで3回も失敗してきて、失敗続きで今回はうまくいくんだという、そういう説明、詳しい資料を持ってきて、それで予算計上するべき内容なんじゃないかと思うんですけれども、どうですか、課長。

はい。

〇古内 衛財政課長 委員長のご指摘も確かなことだとは思います。この件に限らず、できるだけ丁寧な説明を今後も心がけてまいりたいと思いますので、今のご意見等も踏まえた中で、 今後対応させていただければと考えております。

以上です。

- ○委員長(黒須俊隆委員長) 私からは以上ですので、じゃ、蛭田さん。
- ○蛭田公二郎委員 ちょっと今のバスの問題でいえば、要望なのかも分かりませんけれども、一般質問で今度の新たな契約どうするのということで説明があったんですけれども、やはり市民にとって公共交通は非常に重要な問題であってね、これをどうするのかと。さっき言った3人とか5人とか、達しなかったらやめるというのを続行してね、結局変更するということであれば、どういう方針なのかみたいのを、あらかじめきちっと示すべきだったと思いますね。

それで、私、質問するのは議案第9号なんですけれども、9号の前に1つだけ。今の黒須委員の関係で、3ページの(4)オンライン図書館、これは今の説明でオンラインで予約ができて、それで郵送もするということだったけれども、オンラインでその予約をしてね、市のほうも郵送してくれるというんだけれども、郵送しなくても例えばオンラインで予約だけできるということができるのかどうか、ちょっとその点は質問したいんですけれども。

続けて、次のやっちゃいますね。

- ○委員長(黒須俊隆委員長) 今もできてますよ。
- ○蛭田公二郎委員 できてるの。失礼しました、取り消します。それじゃ、議案9号。これも確認なんですけれども、対象者、155世帯ですよね、対象者の確認とか、周知の関係、先ほどご説明いただいたんですけれども、こういうことかなと思うんですけれども、155人という対象者自体は、これは今まで社会福祉協議会が全部名簿を持っていて、その今回の対象は

例えば小口資金ね、もう満杯になっちゃったとか、総合資金を申し込んだけれどもはじかれたとかね、そういう方々を対象にするということで、それは社会福祉協議会でないと分からないんですよね。それを社協で調べたら155世帯が今回の事業の対象であるということが分かって、それを市の、今度は窓口が社会福祉課なんですかね、社会福祉課のほうに、その名簿をもらって対象の人に通知をして、そして155世帯全ての対象者に通知が行って、その方々から申込みを社会福祉課が受け付けて、それを社会福祉課が窓口として申請を受け付けて、そして支払い事務をも社会福祉課がやると、こういう流れになるのかどうか、ちょっとそこのところを確認したいんですけど。

- 〇委員長(黒須俊隆委員長) はい、課長。
- ○古内 衛財政課長 こちらの件については、市町村の社会福祉協議会でこれまで貸付金の市町村の窓口はあくまでも、その申込みを受けて、今度、千葉県の社会福祉協議会にそれを送付し、その千葉県の社会福祉協議会の中で貸付けの決定ですとか、送金作業を行っておりました。そういうところに確認した結果が、対象世帯が本市の場合は155世帯ということで、こちらについて情報をいただいた後に、こちらからその該当者に全て通知をし、それで申請を受け付けて、支給をしていくような流れになります。
- **〇蛭田公二郎委員** 分かりました。これ通知をするのは時期がいつなのか、それから、締切りがいつなのか、そのへん今分かる範囲で。
- ○古内 衛財政課長 今のところの予定ですと、支給申請の受付けは7月と8月を予定しているそうです。なので、早ければこの給付金の支給が決定されるのが7月下旬ぐらいになる予定ですね。それで3か月間支給するようになりますので、支給決定期間等……失礼しました。申請は7月8月で受け付けます。その後、速やかに支給をしていくような形になります。それで支給期間は3か月という形になります。
- 〇委員長(黒須俊隆委員長) はい。
- ○蛭田公二郎委員 155世帯の対象者に全て通知が行きますね。その通知が行くのはいつ頃を 予定してますか。
- **〇古内 衛財政課長** 予算が確定し、それで千葉県社会福祉協議会からの情報をいただいた中で、それを確認した後に速やかに送付するような流れになると思います。
- ○委員長(黒須俊隆委員長) ほかに漏れた方いらっしゃいますか。 ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(黒須俊隆委員長) ないようですので、財政課の皆さん、ご苦労さまでした。退席 していただいて結構です。

(財政課 退室)

- ◎議案第4号 職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- ◎議案第5号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎議案第6号 大網白里市使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例の制定に ついて
- ○委員長(黒須俊隆委員長) 続きまして、議案第4号 職員の服務の宣誓に関する条例等の 一部を改正する条例の制定について、議案第5号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部 を改正する条例について及び議案第6号 大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正す る条例の制定についてを議題といたします。

総務課を入室させてください。

(総務課 入室)

○委員長(黒須俊隆委員長) 総務課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。時間の関係 もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第4号、5号、6号の説明を お願いします。

- ○堀江和彦参事(総務課長事務取扱) では、総務課の職員紹介をさせていただきます。 まず、総務課副課長の古内でございます。
- **〇古内晃浩総務課副課長兼選挙管理委員会書記長** よろしくお願いします。
- ○堀江和彦参事(総務課長事務取扱) 人事班長の高橋でございます。
- ○高橋和也総務課主査兼人事班長 高橋です。お願いいたします。
- ○堀江和彦参事(総務課長事務取扱) 行政班長の秋田谷でございます。
- ○秋田谷知則総務課主査兼行政班長 秋田谷です。よろしくお願いします。

〇堀江和彦参事(総務課長事務取扱) 最後に課長の堀江です。よろしくお願いいたします。 以後、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、事前にお手元にお配りいたしました議案説明資料に沿って、議案の内容を説明 させていただきたいと思いますので、ご用意お願いたします。

議案第4号 職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案につきましては、国・県において進められております行政手続の簡素化、いわゆる押 印廃止に伴うものでございまして、本市で条例で定めている、条例で様式上印鑑を必要とし ているものが3つございまして、1点目が資料のほうの2の改正の概要の(1)です。職員 の服務の宣誓に関する条例、これについてはどういったものかというのは、お手元の資料の 新旧対照表のほうに書かれてございます。職員が採用される際に宣誓を工面する様式でござ いまして、これでございます。

2点目が、固定資産の評価審査委員会条例です。固定資産税の賦課に対して不服申立てが あった場合には、申請制度が設けられておりますが、その際に提出していただく審査申出書、 供述書、意見陳述の調書、口頭審理の調書等、必要書類についての署名押印規定を廃止しよ うとするものでございます。これを条例で定めているものでございます。

3点目が、大網白里市火入れに関する条例でございます。これは全員協議会でもご説明申 し上げましたが、森林法で定めます森林を管理していく上で必要な下草とか、伐採した際に 出た焼却物を燃やしたりする場合、そういった場合に届出が必要となりますが、その届出申 請書につきましても押印箇所を指定してございますので、これを削除しようとするものでご ざいます。

以上が、3つの条例を1つの条例で改正します第4号でございます。

続きまして、議案第5号です。職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の 制定についてでございます。

これにつきましては、現在、急ピッチで進めております新型コロナウイルス感染症に係る ワクチン接種に市の職員がいわゆる勤務時間外、平日の夜間であるとか、土日にコロナワク チン接種業務に従事した際に支給しようとするものでございます。

手当の主な額につきましては、医療職給料表の1、つまり医師につきましては1時間当たり1万円、医療職給料表2及び3、これは検査技師、保健師、看護師が該当いたしますが、 薬剤師も該当しますが、これが時間3,000円、行政職給料表、我々事務職員につきましては 時間1,000円というものでございます。これにつきましては条例の手続上、5月27日から集団接種等、個別接種も含めてやっておりますので、5月27日からの適用ということで、条例案は作成させていただいております。

そのほか人件費影響額につきましては、記載のとおりでございます。

以上が、議案第5号の内容でございます。

続きまして、議案第6号です。

大網白里市使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。 本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法、マイナンバー法と言われるものでございまして、これの改正が先月5月に行われました。これにつきましては、9月から発足が予定されておりますデジタル庁の設置も絡んでございまして、この改正に伴いまして、本市の条例、3つの条例について一括して改正しようとするものでございます。

改正の概要の1点目ですが、(1)大網白里市使用料及び手数料条例の一部改正でございます。法令改正によりまして個人番号カード、マイナンバーカードの再交付手数料、今までは市が収受するということで手数料条例で定めておりましたが、今回、法令改正によりまして、国が直接収受するということになりますので、この規定を条例から削除しようとするものです。事務手続につきましては今までどおり、本市では市民課の窓口で手続ができます。手数料も800円頂きますが、これにつきましては、市は預かり金として、後に国に納付するという仕組みに変わるというものです。

2点目です。大網白里市個人情報保護条例の一部改正です。

これはデジタル庁発足に伴いまして、種々の法令改正がされました。その中で本市の個人情報保護条例、それから3の個人番号の利用に関する条例、それぞれ番号法で引用する条文にずれがございましたので、この条文のずれを直すというものでございます。

なお、所管庁がこの番号法の改正に伴いまして、総務省から内閣府デジタル庁に移行されていますので、そのへんも含めて改正ということでございます。これにつきましては、施行日は本年9月1日とされておりますので、今回条例提案させていただいたところでございます。

以上です。

○委員長(黒須俊隆委員長) ただいま説明のありました内容について、委員からご質問等があればお願いします。

よろしいですか。

それでは、私から質問します。

今回、コロナウイルス感染症、本市の対応の中で議案第4号で押印の削除等が出ましたけれども、これそもそも本市、押印を必要とする、そういう書類とかって一体全部でいくつあるんですか。千葉市とかが何年か前に、何千とか減らしたとか、そんなニュースを新聞等で読んだことあるんですけれども、本市においては、この間、条例とは関係なく減らしたのも、もしかしたらあるかもしれないですけれども、そのへんも含めて押印状況とか、分かればお願いします。

- ○堀江和彦参事(総務課長事務取扱) ただいまのご質問ですけれども、一応条例に類するものは、今、今回の条例案で示したとおりなんですが、それ以外に規則、要綱で示しているもの、ざっと300ほどございます。ですが、これにつきましては、平成27年の時点でそれぞれ規則と要綱を定めまして、押印の省略に関する規則、また、並びに要綱でも定めてございますので、仮に規則上、要綱上、押印を求めているものであったとしても、この規則、要綱により、印鑑は忘れてしまったとしても申請受理はできるような仕組みにさせていただいたところです。
- ○委員長(黒須俊隆委員長) 続いて、議案第5号なんですけれども、この手当、1万円、3,000円、1,000円という手当なんですけれども、これ例えば土曜日だとか日曜日だとか、休日だとか、あとは時間外とかというのは、労働基準法等での割増賃金とかあると思うんですけれども、それとは全く関係なく例えばプラス1万円、プラス3,000円、そういうことで考えればいいんですか。

はい。

- ○堀江和彦参事(総務課長事務取扱) そもそも特殊勤務手当という手当の趣旨でございますが、これ勤務時間外問わず、危険、不快、不健康な業務に携わる場合に支給が認められているものでございますので、仮に時間外に及んだ場合については、このほかに時間外手当は支給されるものでございます。
- ○委員長(黒須俊隆委員長) 分かりました。

皆さん、ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(黒須俊隆委員長) それでは、ないようですので、総務課の皆さん、ご苦労さまで した。退席していただいて結構です。

(総務課 退室)

○委員長(黒須俊隆委員長) それでは、ここで休憩をしますのでお願いします。

(午後 2時30分)

(午後 2時41分)

〇委員長(黒須俊隆委員長) それでは、再開いたします。

これより各議案の取りまとめを行います。

議案第3号 令和3年度大網白里市一般会計補正予算について、ご意見及び討論等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(黒須俊隆委員長) それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

〇委員長(黒須俊隆委員長) 賛成総員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号 職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒須俊隆委員長) それでは、議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

〇委員長(黒須俊隆委員長) 賛成総員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第5号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定 について、ご意見及び討論等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒須俊隆委員長) ないようですので、それでは、議案第5号について、原案のと おり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

〇委員長(黒須俊隆委員長) 賛成総員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号 大網白里市使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒須俊隆委員長) それでは、議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

〇委員長(黒須俊隆委員長) 賛成総員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号 財産の取得について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒須俊隆委員長) それでは、議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

〇委員長(黒須俊隆委員長) 賛成総員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号 令和3年度大網白里市一般会計補正予算について、ご意見及び討論等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒須俊隆委員長) それでは、議案第9号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

〇委員長(黒須俊隆委員長) 賛成総員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された請願及び議案の審査を終了いたします。

次に、その他ですが、何かございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

〇委員長(黒須俊隆委員長) なければ、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

◎閉会の宣告

〇委員長(黒須俊隆委員長) 以上をもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

(午後 2時44分)